

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回相談・地域生活支援専門部会 次第

日時 令和7年12月5日（金）午前10時から
文京シビックセンター3階 障害者会館 AB

事務連絡

1 開会挨拶

文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

2 議題

(1) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

(2) 暮らしをサポートする仕組みについて

3 総括

4 事務連絡

【資料】

資料第1号：委員名簿兼グループ一覧【当日配布】

資料第2号：事例検討から見えてきた地域資源と課題（身体障害）

資料第3号：引継チェックシート説明資料【当日参考資料】

委員名簿兼グループ一覧

【委員】

グループ	氏名	所属等
	志村 健一	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
1	三輪 加子	ケアワーク弥生 介護支援部管理者 常務取締役
	辻廣 直己	大塚生活あんしん拠点
	夏堀 龍暢	祐ホームクリニック吾妻橋医師
	荒井 早紀	障害福祉課 障害者施設担当主査
	池田 あい子	事務局（基幹相談支援センター）
	東浦 裕治	事務局（基幹相談支援センター）
2	松尾 裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	中谷 伸夫	高齢者あんしん相談センター本富士
	大橋 久	文京区民生委員・児童委員 協議会 副会長
	柳瀬 裕貴	予防対策課予防対策主査
	高田 俊太郎	事務局（基幹相談支援センター）
3	安部 優	リアン文京 課長
	上村 紗月	文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係長
	福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長
	加藤 たか子	保健サービスセンター 保健指導係長
	樋口 勝	本富士生活あんしん拠点管理者
4	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
	阿部 智子	訪問看護ステーションけせら 統括所長
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事
	齋藤 みさ	文京区民生委員・児童委員 協議会 副会長
	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長
	高谷 通代	事務局（基幹相談支援センター）

【事務局】

	谷本 すみれ	基幹相談支援センター
	望月 大輔	障害福祉課障害福祉係
	鈴木 周平	障害福祉課障害福祉係
	宮田 侑奈	障害福祉課障害福祉係

「くらしをサポートする仕組み」

事例検討から見えてきた地域資源と課題

グループワークに向けてのイントロダクション

令和7年度第3回
相談・地域生活支援専門部会

経過の共有と今日の取り組み

R5

シェアハウスの活用や高齢者と障害者の一体的なグループホームなど好事例を参考にし、暮らしをサポートする仕組みについて検討を進めた。

R5

親亡き後の支援、当事者の方の地域の接点の薄さ、災害時要援護者名簿の活用など、地域生活をする為の資源不足を共有した。

R6

精神障害のある方の事例検討を行う。障害特性、個性、本人のペースに寄り添った支援について、理解する。

R7

第1回及び第2回の部会にて、それぞれ身体障害がある方の事例検討を行う。グループワークを通じて、委員の皆様から地域資源と課題が、抽出される。

本日

これまでに共有した地域資源と課題から見えてくる身体障害のある方の暮らしをサポートする仕組みについて、検討する。

第1回 共有された地域資源 フォーマル

【障害福祉】障害福祉課、基幹相談支援センター、拠点、計画相談、居宅介護、重度訪問介護、移動支援、自立生活援助、福祉用具

【住まい】すまいる住宅、居住支援協議会、居住支援法人、住宅改修、ごみ訪問収集サービス

【食事】配食サービス、ネット販売

【金銭】生活保護、障害年金、福祉手当、都営交通無料パス、社協金銭管理サポート

【医療】かかりつけ医、訪問リハビリ(Ns、PT、OT)

【就労】就労支援センター、ハローワーク

【居場所】拠点サロン、地域活動支援センター、社協が設置している居場所

【権利擁護】専門相談(法律、税務など)、成年後見制度

【その他】避難行動要支援避難者名簿への登録、文京ユアストーリー

第1回 共有された地域資源 インフォーマル

- PA制度（※）
- 学生ボランティア
- サロン（オンラインサロン）
- 「推し活」等共通している趣味の集まり
- 障害の有無に関係なく交流できる場

（※）「パーソナルアシスタンス（以下「PAといいます。）制度」とは、平成22年4月より始まった重度の障がいがある方の地域生活を支援する札幌市独自の介助制度です。

PA制度では、重度の障がいがある方に対し、札幌市が介助に要する費用を直接支給し、利用される方が、その範囲内でライフスタイルに合わせて介助者と直接契約を結び、自らマネジメントしていく制度です。

ヘルパー資格の有無等に係らず介助者となることができるため（利用する方の配偶者及び3親等以内の親族を除く）、地域の方々の力を活用し、介助体制を組んでいくことができます。PA制度の利用にあたっては、札幌市が民間団体に委託した「PAサポートセンター」が利用者に対する支援を行います。

（札幌市ホームページより抜粋）

第1回 共有された地域課題

- 坂が多く、歩道が狭い道も多いため、自力での車椅子利用が難しい地域が多い
- 就労支援B型事業所等通所施設の送迎サービスがないため、自力で通所する必要があるが、車椅子で自力で通所するのは難しい地域が多い。
- ヘルパー人材不足でサービス利用に支障が出ている。→ヘルパー経験者がタイミー等のいわゆるスキマバイトに登録し、事業所がスキマバイトを導入すると、ヘルパー不足が少しでも解消できるのかもしれない。
- 自立につながる移動支援が出来るとよい。
- バリアフリーの住宅が少ない。

第2回

共有された地域資源 フォーマル

- 【障害福祉】障害福祉課(身体障害者支援係)、基幹相談支援センター、拠点(相談支援)、計画相談、居宅介護、重度訪問介護、移動支援、自立生活援助、福祉用具、ケアマネ
- 【住まい】すまいる住宅、居住支援協議会、居住支援法人、住宅改修、ごみ訪問収集サービス、区営住宅
- 【食事】配食サービス、ネット販売
- 【金銭】生活保護、障害年金、福祉手当、都営交通無料パス、社協金銭管理サポート
- 【医療】かかりつけ医、訪問リハビリ(Ns、PT、OT)
- 【就労】就労支援センター、ハローワーク
- 【居場所】拠点(サロン)、地域活動支援センター(音楽プログラムで推しのPV鑑賞)、デジタルカフェ
- 【権利擁護】専門相談(法律、税務など)、成年後見制度
- 【その他】避難行動要支援避難者名簿への登録、文京ユアストーリー、世帯支援の視点 ⁶

第2回 共有された地域資源 インフォーマル

- 家族会
- 当事者団体
- 民生委員
- 学生ボランティア
- 町会
- オンライン同窓会
- OB会
- 知人・友人・旧友(学校、通所先)
- 緊急時通報システム(アルソック、クロネコヤマト見守りサービスなど)
- Apple Watch(バイタルチェック)
- 株式会社御用聞き(100円家事代行サービス)
- 余暇サークル・推し活仲間・オフ活
- 社協いきいきサービス
- 巡回タクシー(車椅子可)
- 将来のことを一緒に考えてくれる人
- SNSの活用

第2回 共有された地域課題

- かかりつけ医がない、見つけられない
- 情報格差を埋める情報発信
- 自立生活援助がない
- 精神障害者単身生活サポート事業の拡充
- 一人暮らしの手引きやマニュアル
- オーナーや不動産屋との交渉
- 賃貸住宅の改修・現状回復費用の助成
- 電動車椅子の人が通行しやすい通路幅の確保（公的施設、商業施設）
- バリアフリー物件が少ない（パートナーと同居する場合はパートナーの部屋、介助者の待機部屋等も必要）
- 障害者も利用できるシェアハウスがない
- 必要最低限の生活を送るためのサービスはあるけれども自己実現のためのサービスがない
- 母子の関係性へのアプローチ

本日の
テーマ

これまでに共有した地域資源と課題から見えてくる

「身体障害のある方の暮らしをサポートする仕組み」について、検討する。

第1回と第2回を振り返り、グループワークをお願いいたします。医療、行政、福祉など様々な立場から見えてくる意見を共有しながら、「身体障害のある方の暮らしをサポートする仕組み」について、ご検討お願いいたします。

グループワーク



地域
課題



地域
資源

- 司会、書記、発表者を決めてください。
- 付箋は、黄色に「地域資源」。ピンク色に「地域課題」を、書記の方が、記入してお使いください。
- 記入が終了したら、模造紙に貼ってください。
- 内容が、インフォーマルかフォーマルなのか分けて貼ってください。
- 福祉、医療など、グルーピングするかは、各グループの判断でお願いします。

例) 社会資源の付箋の書き方

学生ボランティア

障害の有無に関係なく交流できる場

サロン
(居場所)

PA制度(※)

オンライン
サロン

「推し活」
趣味の
集まり

例) 地域課題の付箋の書き方

ヘルパー
人材不足

人材不足

ヘルパー経験者がタイム等
のいわゆるスキマバイトに登
録し、事業所がスキマバイト
を導入すると、ヘルパー不足
が少しでも解消できるのかも
しれない。

移動支援の事業
所が少ない
同行援護も同様。

就労支援B型事業
所等通所施設の
送迎サービスが
ない

社会資源不足

バリアフリーの
住宅が少ない。

住環境

坂が多く、歩道
が狭い道も多い
ため、自力での
車椅子利用が難
しい地域が多い

発表

- 発表では、

「身体障害のある方に必要な暮らしをサポートする仕組みは…」

を、主語にお願いします。

では、よろしくお願いいたします。

文京区版

介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート

～障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きについて～

本日の内容

はじめに

1. 自立支援協議会って、どんな場所か？
2. 相談・地域生活支援専門部会では、どんな話をしているのか？
3. 引継チェックシートについてのご説明
4. 質疑応答

はじめに：引き継ぎチェックシートについて

文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート 【資料第4号】

支援者用 **障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続き**について

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、原則として介護保険の申請の手続きが必要です。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまでと変わらず生活を続けられるの不安に思っています（利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等…心配は絶えません）。では、実際にAさんを事例にどのように移行していくか確認していきましょう。

Aさんの概要	これまで利用していた障害福祉サービス
<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳1級（視覚障害）障害支援区分2精神障害者保健福祉手帳3級所得区分 非課税世帯	<ul style="list-style-type: none">居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）同行介護 月40時間就労継続支援B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行介護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
- 介護保険サービスは、課税・非課税に関わらず、利用料金の1～3割を負担することになります。Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス（居宅介護から移行した訪問介護）について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負担額が発生するみたいね。

文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

● 作成に至る経過

令和5年度の相談・地域生活支援専門部会の第3回にて、『障害福祉サービスから介護保険への移行』が『地域課題』ではないかと、グループワークにて意見交換があり、取り組みを進めることにする。

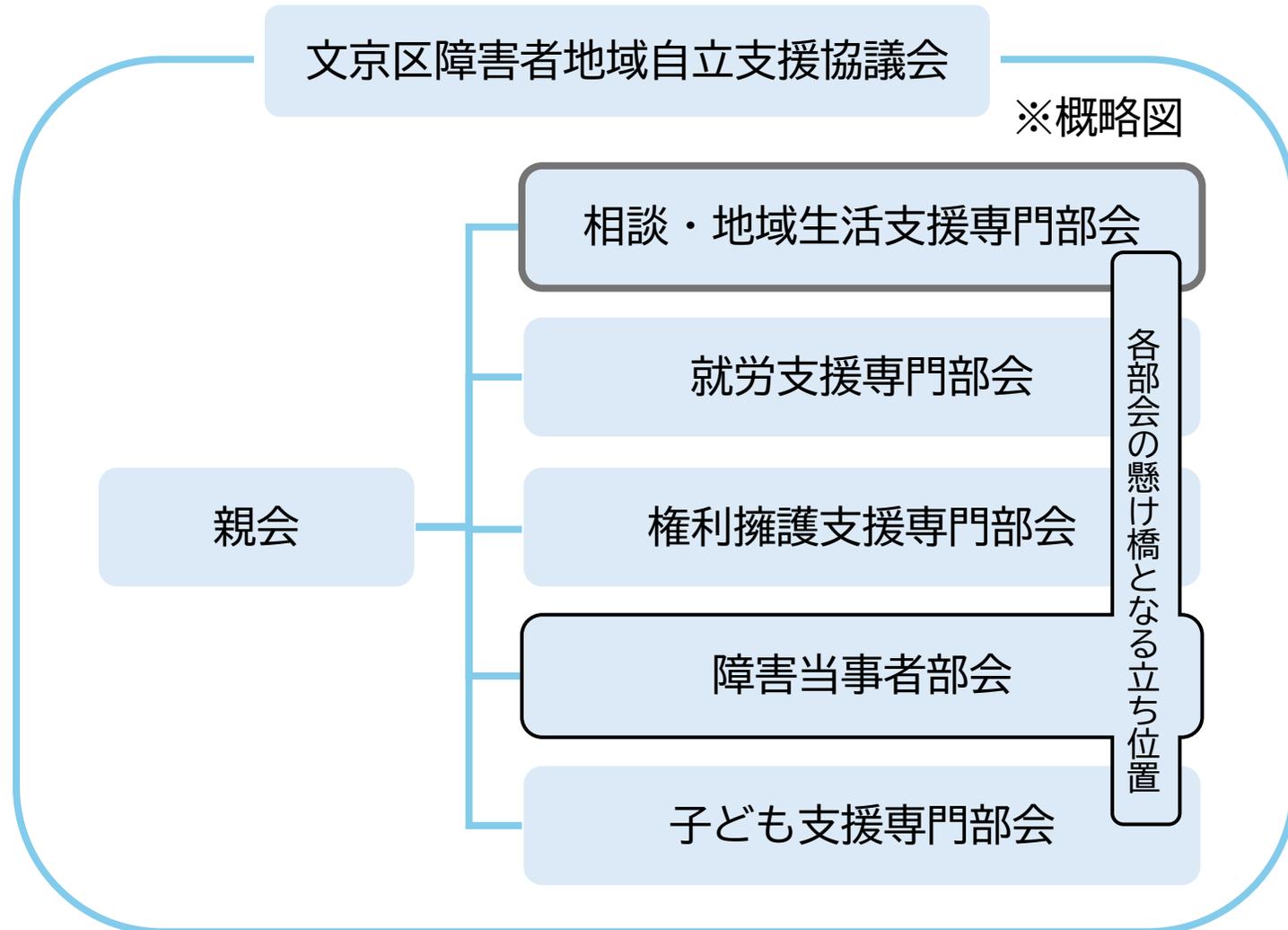
● ワーキンググループ設立

令和5年度から令和6年度にかけて、計11回のワーキングを実施。アイデアを出し合い「慣れていない新人職員でも実務で活用できる支援者向け」のチェックシートを作成する方針を立てる。

● 引継チェックシート完成

令和7年度の第1回の部会にて、完成版を配布した。ワーキンググループで作成した引継チェックシート（案）を、関係所轄、部署の皆様からご意見をいただき、加筆修正を経て、完成に至る。

1. 自立支援協議会って、どんな場所か



親会と、五つの専門部会で構成され、運営会議という場にて、協議会のあり方などについて、検討、調整しています。

平成20年3月に発足して以降、専門部会の数に変更はありましたが、協議を続けてきております。

1. 自立支援協議会って、どんな場所か

要綱では、以下のように語られています。

（目的及び設置）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律 第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

1. 自立支援協議会って、どんな場所か

要綱では、以下のように語られています。

（協議事項）

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）障害者相談支援事業等に関する事。
- （2）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- （3）障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関する事。
- （4）権利擁護の取組に関する事。
- （5）就労等社会生活の支援に関する事。
- （6）その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

1. 自立支援協議会って、どんな場所か

要綱では、以下のように語られています。

(組織)

協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

2. 相談・地域生活支援専門部会では、どんな話をしているのか？

令和7年度の検討事項は…

「相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。」

を表題に、以下の

「支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。」

という項目が検討事項として、整理されています。

2. 相談・地域生活支援専門部会では、どんな話をしているのか？

本日の主題である引継チェックシートは…

検討事項における「支援を円滑に引き継いでいく方法」を協議していく中で、作成された一つの成果物となります。本日以降、支援の現場でご活用いただければ幸いです。

なお、これまでの検討事項では、

「全年代における切れ目のない支援についての課題整理」、「相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討」、「指定特定相談支援事業所の聞取調査報告」など。

引き継ぎチェックシートについて（再掲）

文京区版 介護保険サービスへの引き継ぎチェックシート 【資料第4号】

支援者用 **障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続き**について

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、原則として介護保険の申請の手続きが必要です。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまでと変わらず生活を続けられるの不安に思っています（利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等…心配は絶えません）。では、実際にAさんを事例にどのように移行していくか確認していきましょう。

Aさんの概要	これまで利用していた障害福祉サービス
<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳1級（視覚障害）障害支援区分2精神障害者保健福祉手帳3級所得区分 非課税世帯	<ul style="list-style-type: none">居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）同行介護 月40時間就労継続支援B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行介護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
- 介護保険サービスは、課税・非課税に関わらず、利用料金の1～3割を負担することになります。Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス（居宅介護から移行した訪問介護）について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負担額が発生するみたいね。

文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

作成に至る経過

令和5年度の相談・地域生活支援専門部会の第3回にて、『障害福祉サービスから介護保険への移行』が『地域課題』ではないかと、グループワークにて意見交換があり、取り組みを進めることにする。

ワーキンググループ設立

令和5年度から令和6年度にかけて、計11回のワーキングを実施。アイデアを出し合い「慣れていない新人職員でも実務で活用できる支援者向け」のチェックシートを作成する方針を立てる。

引継チェックシート完成

令和7年度の第1回の部会にて、完成版を配布した。ワーキンググループで作成した引継チェックシート（案）を、関係所轄、部署の皆様からご意見をいただき、加筆修正を経て、完成に至る。

事例の概要

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまでと変わらず生活を続けられるのか不安に思っています（利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等…心配は絶えません）。では、実際に、Aさんを事例にどのように移行していくのか確認していきましょう。

Aさんの概要

- 身体障害者手帳1級（視覚障害）
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

これまで利用していた障害福祉サービス

- 居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

前提として…

すでに障害福祉サービスを利用している方が 65 歳の誕生日を迎える時に、原則として介護保険の申請の手続きが必要です。

これまでに利用していた障害福祉サービス

Aさんの概要

- 身体障害者手帳1級（視覚障害）
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

これまで利用していた障害福祉サービス

- 居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援 B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援 B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

介護保険と同様に、認定調査が必要です。また、プランニングなどマネジメントの役割を果たす【相談支援専門員】という有資格者が存在しています。しかし、ご自身でプランニングされている【セルフプラン】の場合もあります。

相談支援専門員は、

- ① 【基本情報】
- ② 【サービス等利用計画】
- ③ 【週間計画表】
- ④ 【現在の生活】

以上、4つの様式を作成します。

サービス等利用計画(案)

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名	文京地域生活支援センターあかり
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	
-------	--	----------------	--	----------	--

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)					
----------------------------	--	--	--	--	--

総合的な援助の方針					
長期目標					
短期目標					

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							

障害福祉サービスを利用する際に、提出する【サービス等利用計画(案)】の実際の書式です。

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名	明治33年1月0日	障害程度区分	0	相談支援事業者名	文京地域生活支援センターあかり
障害福祉サービス受給者証番号	0	通所受給者証番号		計画作成担当者	0
地域相談支援受給者証番号					

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

障害福祉サービスを利用する際に、提出する【週間計画表】の実際の書式です。

サービス提供によって実現する生活の全体像

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名	Aさん	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	文京指定特定相談支援事業所
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	基幹 太郎
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	2025年11月
--------	----------

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動	
6:00	起床					起床	起床	就労継続支援事業B型 月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※受診の日は、10:00～12:00 居宅介護 土曜日 10:00～12:00 同行援護 土曜日 13:00～17:00	
8:00	朝食								
10:00	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型	朝食	朝食		
12:00	昼食					居宅介護 10:00～12:00 掃除と洗濯			
14:00	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型	同行援護 眼科受診(月1回)	同行援護 精神科受診(隔週1回)	同行援護 13:00～17:00			
16:00				同行援護	同行援護				
18:00							週単位以外のサービス		
20:00	夕食								眼科受診 木曜日(月1回) 13:30～ ※前後合わせて2時間同行援護
22:00									精神科受診 金曜日(隔週1回) 13:30～ ※前後合わせて2時間同行援護
0:00	就寝								

事例のAさんの状況を当てはめると、このようなイメージになります。

サービス提供によって実現する生活の全体像

チェックシートの見方

誰が、どこでといった内容を表しています。ここでは、本人、相談支援専門員、ケアマネージャーといった人物や各窓口が記載されています。



年齢や何日前といった時期を表しています

枠の色と表記で、どのサービスの動きかを表しています

障害福祉サービス

介護保険サービス

STEP1:65歳に到達する前

STEP
1

本人・相談支援専門員等

障害福祉サービス

現在利用中のサービスについて、障害福祉サービスを継続するものと介護保険サービスに移行するサービスについて理由を含めて整理します。



※ 各行政窓口

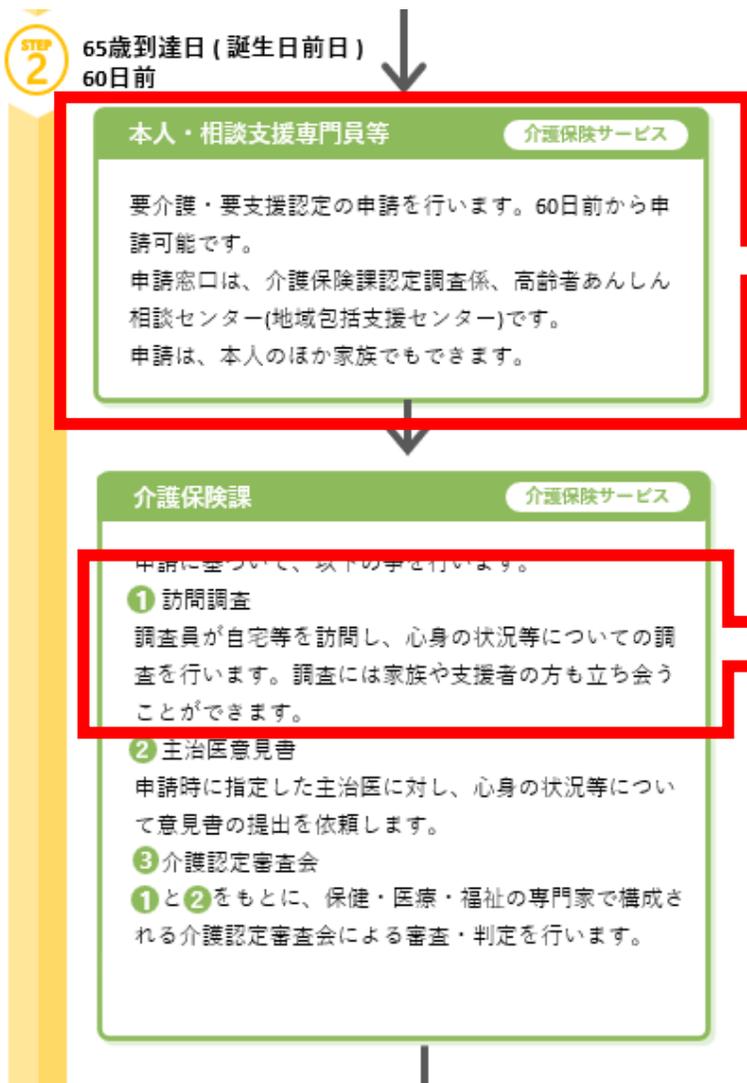
障害福祉サービス

本人が65歳を迎える年の障害福祉サービス更新2ヶ月前を目安に、通知等で移行申請の案内を行います。

この時点では、ご本人は、まだ介護保険って何？という状態です。相談支援専門員は、制度移行を視野に入れた対応を意識して、伴走をお願いします。

また、居宅介護をご利用されている方であれば、その居宅介護支援事業所の方と、制度移行に向けて、意識のすり合わせを行うことも円滑な移行につながる要素になります。

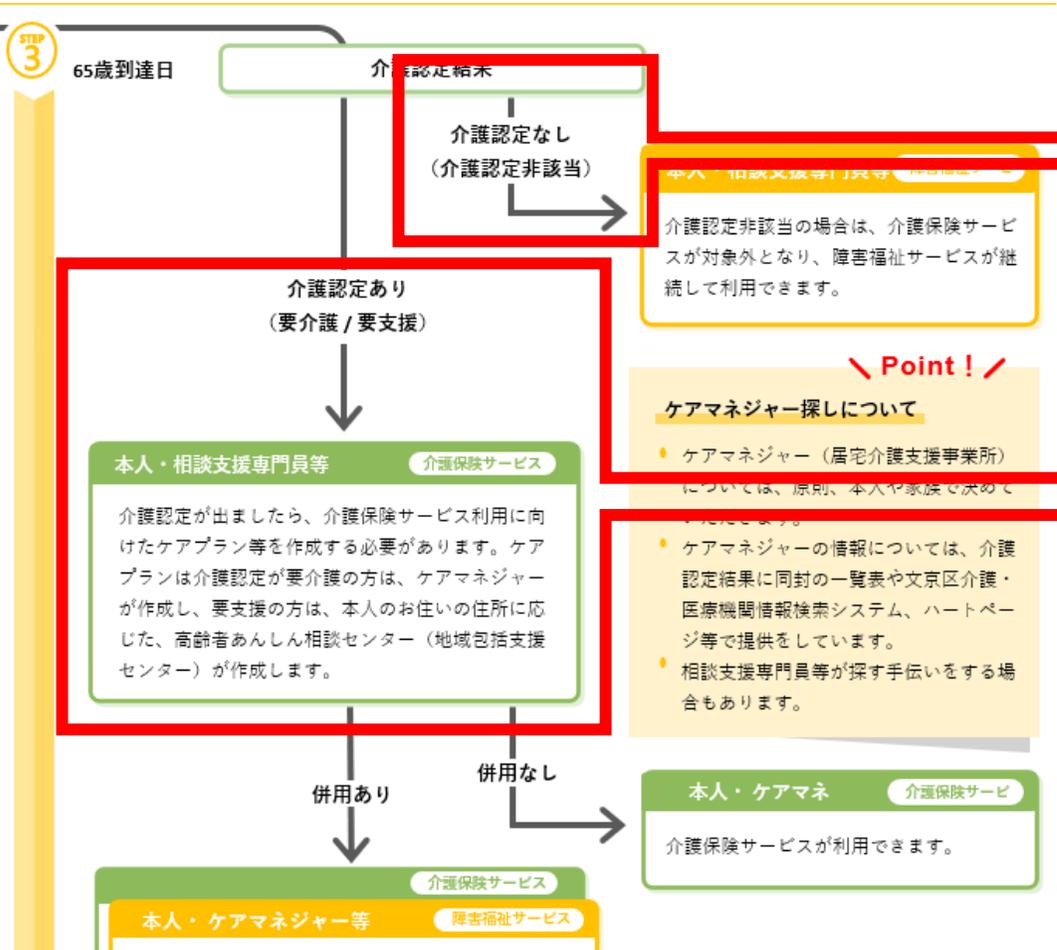
STEP2：65歳到達日（誕生日前日）60日前



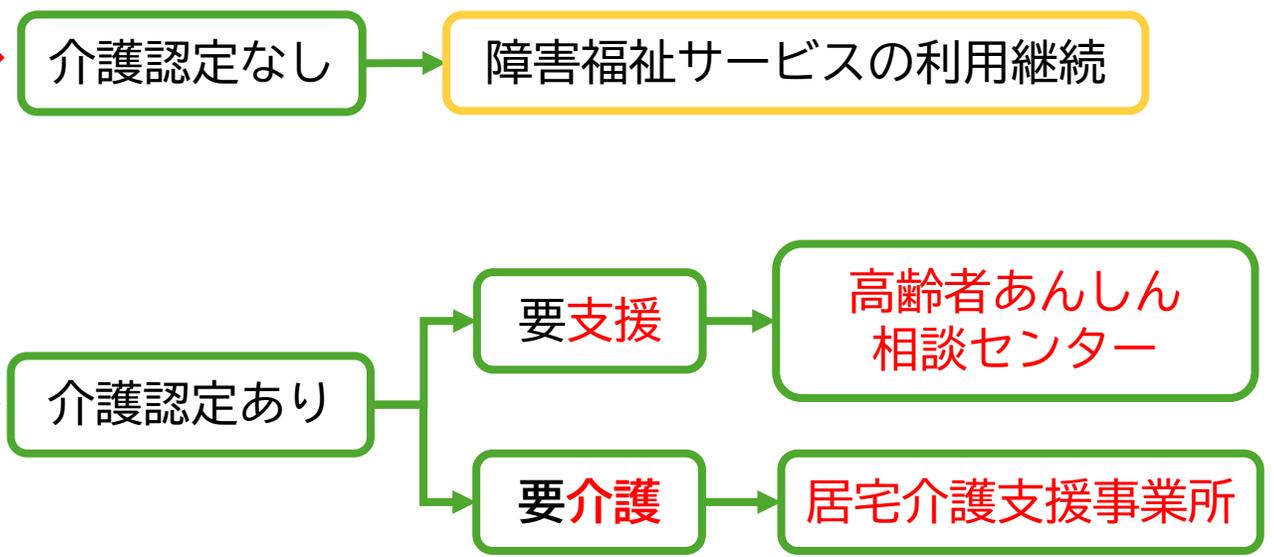
各窓口から案内が郵送され始めます。そのことを、ご本人と共有し、届いたのを確認したら、次の動きを一緒に確認していただくとよりスムーズです。

訪問調査では、「はじめまして」の場面になります。緊張される方もいらっしゃると思います。相談支援専門員が調査に同席することで、ご本人の状態像をお伝えする機会にもなります。

STEP3 : 65歳到達日



介護認定結果次第で、次の動き方が変わります。



【介護保険サービスのみのみ】の場合

介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。

障害福祉サービス



介護保険サービス

介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。

障害福祉サービス



介護保険サービス
障害福祉サービス

横出し

介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乗せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。

障害福祉サービス



障害福祉サービス
介護保険サービス

上乗せ

障害福祉サービスなど

居宅介護

短期入所



介護保険サービス

訪問介護

短期入所



介護認定により区分が生じた方は、介護保険サービスに移行していきます。同じ名前のサービスもありますが、微妙に名前が異なるサービスもあります。また、介護保険サービスには、該当しないサービスもあります。

障害福祉サービスの【横出し】が必要な場合

介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。

障害福祉サービス



介護保険サービス

介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。

障害福祉サービス



介護保険サービス
障害福祉サービス

横出し

介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乗せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。

障害福祉サービス



障害福祉サービス
介護保険サービス

上乗せ

障害福祉サービスには、介護保険サービスでは、該当しないサービスがあります。その場合は、障害福祉サービスを利用することができます。以下のサービスを例にご説明します。

短期入所

訪問介護

介護保険サービス

就労継続支援

障害福祉サービス

就労継続支援は、働くための訓練を受けるためのサービスになります。そのため、介護保険サービスには該当せず、【横出し】という形で、サービスが提供されます。

障害福祉サービス固有のサービスの一部

就労継続支援（A型）

一般企業等で就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

就労移行支援

一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。

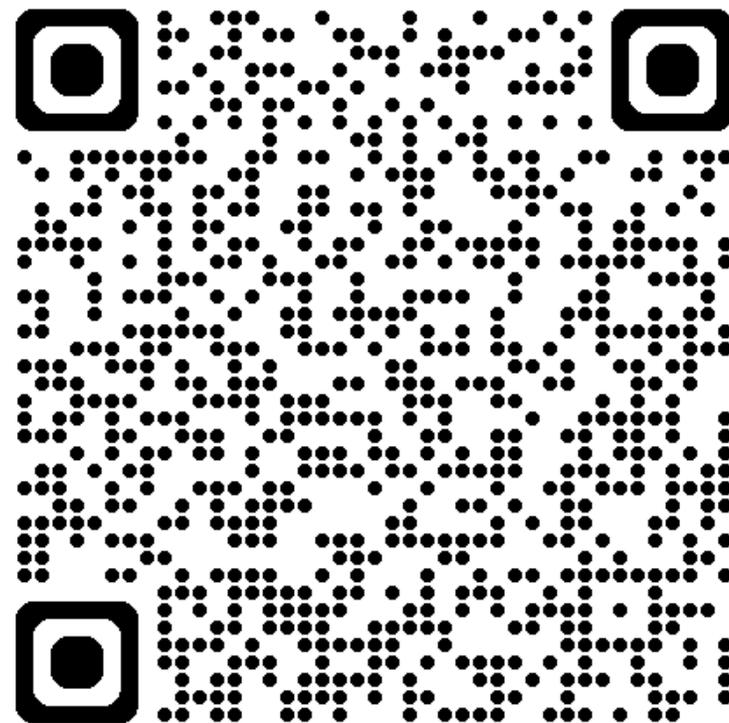
行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

今回、ご紹介した障害福祉サービス固有のものは、一部となります。上記の障害福祉サービス以外でも、皆様の事業所で行っているサービスは、固有なのかどうか。また、障害特性により、介護保険サービスへの移行が悩ましいなど、困った時には、各窓口にご相談ください。

障害福祉サービスの詳細については…

介護保険サービスの内容が、細かく分類されるように、障害福祉サービスも内容は細かく分類されています。ご希望がある方は、個別にご説明に伺います。体系的なことについては、厚生労働省がまとめてくれていますので、そちらをご覧ください。右のQRコードが該当ページを閲覧することができます。お時間がある時に、ご確認ください。



障害福祉サービスの【上乗せ】が必要な場合

介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。

障害福祉サービス



介護保険サービス

介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。

障害福祉サービス



介護保険サービス
障害福祉サービス

横出し

介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乗せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。

障害福祉サービス



障害福祉サービス
介護保険サービス

上乗せ

ここでは、居宅介護と訪問介護を例に【上乗せ】について説明します。移行した際に、障害福祉サービスでは、月10時間支給されていたが、介護保険では、月5時間の支給決定となったしまった場合

居宅介護 10時間/月

障害福祉サービス

五時間分の空白

訪問介護 5時間/月

介護保険サービス

移行前の『生活の質を維持する観点』から、障害福祉サービスが5時間分【上乗せ】される場合があります。

居宅介護 5時間/月

訪問介護 5時間/月

介護保険サービス

費用の違い

費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口

※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害 障害福祉課 知的障害者支援係 (03-5803-1214・区役所9階)

身体障害 障害福祉課 身体障害者支援係 (03-5803-1219・区役所9階)

精神障害・難病患者等 予防対策課 精神保健担当 (03-5803-1847・区役所8階)

介護保険 介護保険課 介護保険相談係 (03-5803-1383・区役所9階)

障害福祉サービス

生活保護

自己負担なし

低所得（非課税）

自己負担なし

一般1

9,300円

一般2

32,700円

上限超過分

自己負担なし

介護保険サービス

生活保護

自己負担なし

非課税

負担軽減処置あり

上記以外

1～3割自己負担

上限超過分

全額自己負担
※負担軽減処置あり

※詳細は、各自治体にお問い合わせください。

障害種別に応じた窓口の違い

費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1~3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害	障害福祉課 知的障害者支援係 (03-5803-1214・区役所9階)
身体障害	障害福祉課 身体障害者支援係 (03-5803-1219・区役所9階)
精神障害・難病患者等	予防対策課 精神保健担当 (03-5803-1847・区役所8階)
.....	
介護保険	介護保険課 介護保険相談係 (03-5803-1383・区役所9階)

文京区では、障害福祉サービスの窓口は、一本化されていません。そのため、障害種別に応じた窓口で、書類の提出をする必要があります。

障害福祉課

知的障害

身体障害

予防対策課

精神障害

難病患者

また、身体障害と精神障害と重複障害の場合は、事前に窓口がどちらになっているのか、【障害福祉サービス受給者証】にて、確認しておく必要があります。

さいごに…

チェックシートをご活用いただくことにより、ご本人のサービス利用が円滑になされ、介護と障害の間を埋めることに繋がればと考えています。その結果、制度移行によって、ご本人の生活の質が落ちることなく、質が維持されることを目指しています。

ご清聴ありがとうございました

この後、質疑応答となります。

頂いたご意見は、今後のチェックシートの構成なども活用させていただきます。